

2019 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都
特定テナント等事業者	東京都交通局
特定テナント等事業者	東京都水道局
特定テナント等事業者	東京都下水道局

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称		東京都庁舎						
事業所の所在地		東京都新宿区西新宿二丁目8番1号						
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く	地方公務			
		産業分類名	地方公務					
	事業所の種類	主たる用途	事務所					
		用途別内訳	建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)	前年度末	381,691.52 m ²	基準年度	381,691.52 m ²	
			事務所	事務所	前年度末	348,230.08 m ²	基準年度	348,230.08 m ²
				情報通信	前年度末	m ²	基準年度	m ²
				放送局	前年度末	m ²	基準年度	m ²
				商業	前年度末	m ²	基準年度	m ²
				宿泊	前年度末	m ²	基準年度	m ²
				教育	前年度末	m ²	基準年度	m ²
				医療	前年度末	m ²	基準年度	m ²
				文化	前年度末	m ²	基準年度	m ²
				物流	前年度末	m ²	基準年度	m ²
駐車場	前年度末			33,461.44 m ²	基準年度	33,461.44 m ²		
工場その他上記以外	前年度末	m ²	基準年度	m ²				
事業の概要		都の行政機関 都庁舎の概要 平成3年3月31日完成 第一本庁舎地上48階、地下3階 第二本庁舎地上34階、地下3階 都議会議事堂地上7階、地下1階 約10,900人が就業（平成30年4月現在）						
敷地面積		42,941.05 m ²						

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	東京都財務局建築保全部庁舎整備課
	電 話 番 号 等	03-5388-2777
公表の 担当部署	名 称	東京都財務局建築保全部庁舎整備課
	電 話 番 号 等	03-5388-2777

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/tochousha/index.htm
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所： 東京都財務局建築保全部庁舎整備課
		所在地： 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
		閲覧可能時間 9：00～17：00（閉庁日は除く）
	冊 子	冊子名：
入手方法：		
そ の 他	アドレス：	

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の使用開始年月日	1991 年 4 月 1 日
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		

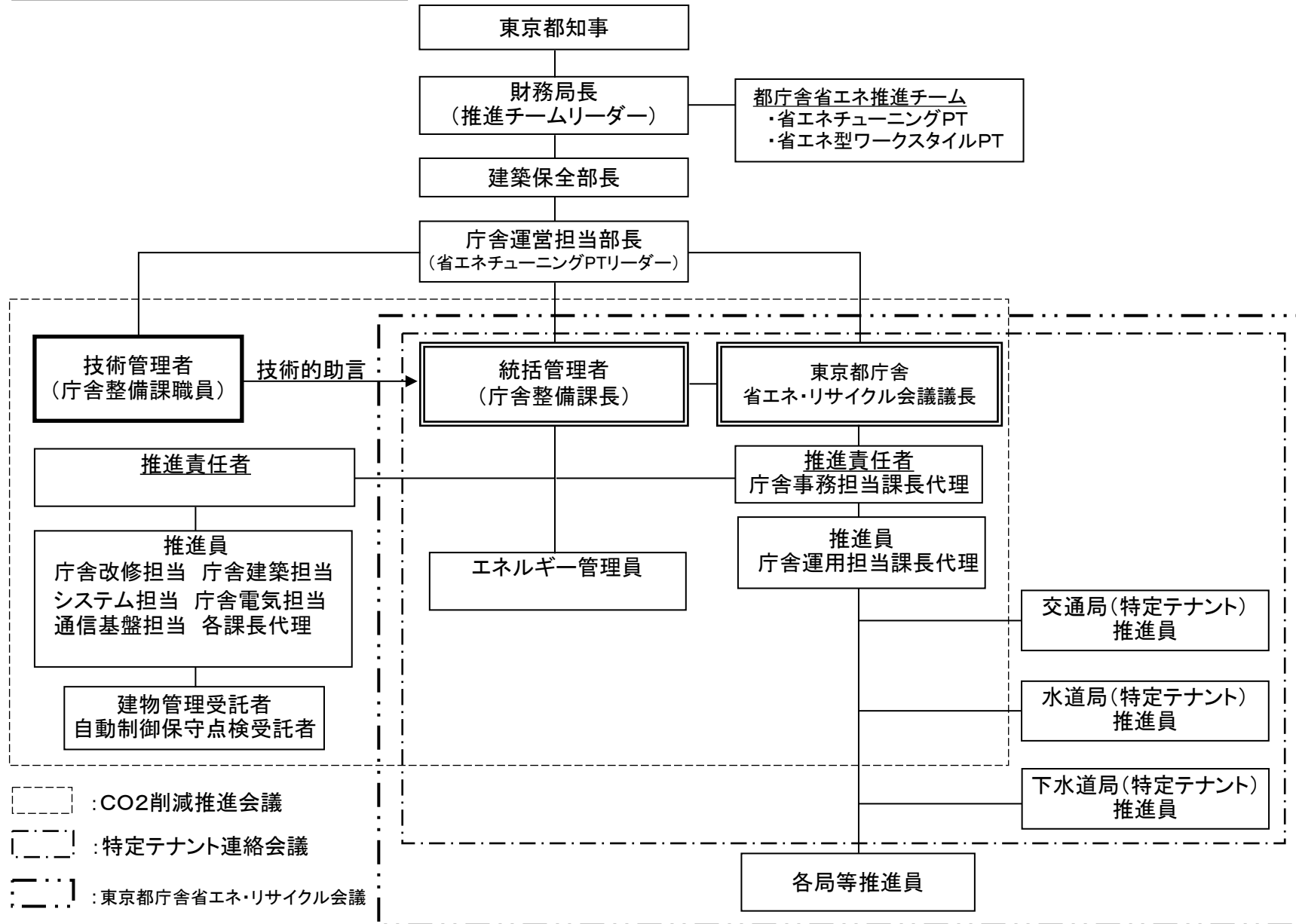
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

都庁舎は都の率先行動における象徴的な施設であることから、「都庁舎における削減義務達成に向けた取組方針」に基づく「都庁舎省エネ推進チーム」（総務局・環境局・財務局）にて全庁的な温暖化対策を推進していく。

3 地球温暖化の対策の推進体制

別紙参照

東京都庁舎温暖化対策推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	都庁舎竣工時に比べ設備機器の省エネ技術が大きく進展しており、費用対効果を検証しつつ、「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき空調・電気設備等を高効率機器に更新し、削減義務量（15%）以上の削減を目標とする。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	都庁舎から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出である。開庁以来、定流量弁や止水栓等の取り付けにより節水を行ってきたが、さらに節水を励行し、その他ガスを削減する。		
削減義務の概要	基準排出量	33,041 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-2
	排出上限量（削減義務期間合計）	140,425 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	15%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	都庁舎省エネ推進チームのもと、省エネチューニングプロジェクトチームにおいては空調設備のエネルギー効率を向上させ、省エネ型ワークスタイルプロジェクトチームにおいては業務改善により空調設備の運転時間を短縮する。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	第二削減計画期間と同様に継続して節水を励行することで、その他ガスを現状より削減する。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス （エネルギー起源CO ₂ ）		23,334	22,790	22,912	21,967	
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン （CH ₄ ）					
	一酸化二窒素 （N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン （HFC）					
	パーフルオロカーボン （PFC）					
	六ふっ化いおう （SF ₆ ）					
	三ふっ化窒素 （NF ₃ ）					
上水・下水		146	133	129	115	
合計		23,480	22,923	23,041	22,082	

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	61.1	59.7	60.0	57.6	

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（2004年度、2005年度、2006年度）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 2
----------	-------

(4) 削減義務期間

2015年度から	2019年度まで
----------	----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	33,041	33,041	33,041	33,041	33,041	165,205
	削減義務率(B)	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	15.00%	
	排出上限量(C = $\Sigma A - D$)						140,425
	削減義務量(D = $\Sigma (A \times B)$)						24,780
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	23,334	22,790	22,912	21,967		91,003
	排出削減量(F = A - E)	9,707	10,251	10,129	11,074		41,161

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input checked="" type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	省エネチューニング及び都庁舎設備の高効率機器への更新		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	120400	12_補機の運転管理	チラーの更新	2008年度 実施済み	劣化した空冷チリングユニットの消費電力量を削減するため、COPの高い機器へ更新を行った。
2	150200	15_照明設備の運用管理	階段通路誘導灯の更新	2008年度 実施済み	人感センサー付のHF型照明器具へ更新を行った
3	120300	12_運転管理及び効率管理	チラーの冷水出口温度管理	2009年度 実施済み	冷水温度を緩和し、消費電力量を削減した。
4	130100	13_空気調和の管理	除湿・再熱制御の停止	2009年度 実施済み	夏季において除湿・再熱制御を停止し、熱源使用量を削減した。
5	130200	13_空気調和設備の効率管理	空調機のバランス再調整による送風時の抵抗及び風量の軽減	2009年度 より実施	空調吹出口の開度や空調制御を再調整し、消費電力量を削減する。
6	130200	13_空気調和設備の効率管理	冷水温度緩和による省エネ	2009年度 より実施	空調機の内部を循環する冷水温度を緩和し、冷熱使用量を削減する。
7	130200	13_空気調和設備の効率管理	外気量適正化による省エネ	2009年度 より実施	外気導入量の基準となるCO ₂ の濃度設定を緩和し、熱源使用量を削減する。
8	130200	13_空気調和設備の効率管理	冬季室内温湿度調整の緩和による省エネ	2009年度 より実施	居室の空調負荷に応じてエネルギー使用量の少ない温湿度設定に変更する。
9	120700	12_蒸気の漏えい及び保温の管理	蒸気配管の放熱ロス削減による省エネ	2009年度 より実施	蒸気配管や熱交換器に保温カバーを取り付ける。
10	120300	12_運転管理及び効率管理	冷・温水ポンプの制御方法の改善による省エネ	2009年度 より実施	空調設備の冷温水循環ポンプにインバータを増設する。
11	130100	13_空気調和の管理	全庁一斉定時退庁日の空調設備の運用	2010年度から 2016年度まで	一斉退庁日の勤務時間外は、原則、空調設備を停止する。今年度から給与支給日についても、一斉退庁日とし空調停止を行う。
12	130100	13_空気調和の管理	22時以降の空調設備の運用	2009年度 実施済み	22時以降については、冷水配管に残存した冷熱を利用して空調設備の運転を行った。
13	150200	15_照明設備の運用管理	執務室エリアの照度調整	2011年度 実施済み	執務室エリアの蛍光灯をHF型照明蛍光管へ更新し、4本/組を2本/組に間引きして500lx程度の照度に調整した。
14	160100	16_昇降機の運転管理	昇降機の更新	2013年度 実施済み	昇降機を更新し、省エネ性の高い機器を導入した。
15	130100	13_空気調和の管理	空調機の最適停止制御導入による省エネ	2016年度 実施済み	空調機の最適停止制御を導入し、消費電力を削減した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
16	130100	13_空気調和の管理	不要箇所の空調機停止、運転スケジュールの短縮による省エネ	2016年度 実施済み	年間の時期によって空調停止や運転スケジュールの短縮が可能なエリアを見直し、消費電力を削減した。
17	150200	15_照明設備の運用管理	LED導入による省エネ	2017年度 より実施	事務室照明をLEDへ更新を行った。
18	140100	14_給湯設備の管理	給湯設備の更新	2018年度 実施済み	貯湯槽を撤去し、省エネ性の高い電気温水器を導入した。
19					
20					
21					
22					
23					
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】				
51					
52					
53					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
61					
62					
63					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

東京都は、「2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比で25%削減する」という目標達成に向け、全庁を挙げた取組として「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」を展開している。その中で、財務局は以下の2点から温暖化対策を実施している。

1 都庁舎省エネ推進チームによる都庁舎率先行動の推進

都庁舎は都の率先行動における象徴的な施設であることから、「都庁舎における削減義務達成に向けた取組方針」に基づく「都庁舎省エネ推進チーム」（総務局・環境局・財務局）にて全庁的な省エネ対策の検討を進め、第一削減計画期間（平成22～26年度）の削減義務（6%）を達成した。

2 「省エネ・再エネ東京仕様」を適用した省エネ設備、再エネ設備の導入推進

都庁舎の省エネ性能をさらに向上させるため、最新の省エネ設備や多様な再生可能エネルギー設備を盛り込んだ「省エネ・再エネ東京仕様」を、平成23年7月に環境局と共同で策定し、全庁的に展開した。この「省エネ・再エネ東京仕様」に最新の省エネ・再エネ技術を盛り込んで、平成26年6月に改正を行った。都庁舎を新築、改築及び改修する際には、これを適用し、省エネ設備、再エネ設備が積極的に導入されるよう推進している。